

令和 8 年 第 4 回 平 群 町 議 会

定 例 会 会 議 録 （ 第 2 号 ）

招 集 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 1 日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	6 月 1 1 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 （ 第 2 日 ）	
出 席 議 員	1 番 関 順 子 2 番 須 藤 啓 二 3 番 岩 崎 真 滋 4 番 長 良 俊 一 5 番 山 本 隆 史 6 番 稲 月 敏 子 7 番 植 田 い ず み 8 番 山 口 昌 亮 9 番 井 戸 太 郎 1 0 番 山 田 仁 樹 1 1 番 森 田 勝 1 2 番 馬 本 隆 夫	
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 理 事 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 総 務 防 災 課 参 事 西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 上 田 薫 寺 口 浩 代 山 崎 孔 史 松 本 光 弘 竹 吉 一 人 酒 井 智 志 浦 井 久 嘉 福 井 伸 幸 浅 井 実 千 代 川 端 康 嗣 岡 田 康 裕	
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 任 浅 井 利 育 北 川 美 奈 子 川 原 千 幸	
町 長 提 出 議 案 の 題 目	第 1 号に同じ	
請 願	第 1 号に同じ	
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

令和 8 年 第 4 回 (6 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

令和 8 年 6 月 1 1 日 (木)

午前 9 時 3 0 分開議

日程第 1	議案第 2 7 号	平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例について
日程第 2	議案第 2 8 号	令和 8 年度平群町一般会計補正予算 (第 1 号) につい て
日程第 3	議案第 2 9 号	令和 8 年度平群町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
日程第 4	同意第 3 号	公平委員会委員の選任に同意を求めることについて
日程第 5	同意第 4 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 6	同意第 5 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 7	同意第 6 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 8	同意第 7 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 9	同意第 8 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 1 0	同意第 9 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 1 1	同意第 1 0 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 1 2	同意第 1 1 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 1 3	同意第 1 2 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 1 4	同意第 1 3 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 1 5	同意第 1 4 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 1 6	同意第 1 5 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 1 7	同意第 1 6 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 1 8	同意第 1 7 号	農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第 1 9	請願第 1 号	加齢性難聴者への補聴器購入に町独自の助成を求める 請願書

再 開 （午前 9 時 3 0 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 2 名で定足数に達しておりますので、これより令和 8 年平群町議会第 4 回定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、御手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い議事を進めてまいります。

初日の本会議において議案の説明を受けておりますので、本日の議案の説明は省略させていただきます。

日程第 1 議案第 2 7 号 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第 2 7 号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第２ 議案第２８号 令和８年度平群町一般会計補正予算（第１号）に
ついて

を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。植田議員。

○ ７ 番

まず最初に、今回の制度改正に伴うシステム改修費ということですが、
この制度改正の内容ですね、中身がどういうものなのかというのをまず初めに
お聞きをしたいと思います。

○ 議 長

松本住民福祉部長。

○ 住民福祉部長

今回の補正に関係します制度改正ということでございます。

その内容について簡単に御説明申し上げますと、近年、食材料費等が上昇い
たしまして、現在の現状で介護保険施設で食事の提供、また居住費など、要す
る費用ということで、平均的な費用につきまして、介護保険法で定めておりま
す基準費用額との間に大きな乖離が生じているということでございます。この
ことによって法のほうが改正がされまして、現行の基準費用額、額で申し上げ
ますと１日当たり１，４４５円から１，５４５円ということで、１００円引上
げがされたというものでございます。

これら、通常ですね、介護報酬の見直しというのは３年に１回行われるわけ
ですが、今回はこういった緊急的にということで、令和８年度中に改正がされ
て、この８月から改正がされるというものでございます。

併せまして、在宅の生活者との公平性の観点から、低所得者の一部区分の負
担限度額につきましても３０円から６０円に引上げが行われているということ
でございまして、制度改正の内容ということでございます。

以上でございます。

○ 議 長

植田議員。

○ ７ 番

ありがとうございました。

それで、この制度改正というのが６月施行の介護報酬の改定や職員の処遇改
善と併せて、８月施行で施設、今あったように利用者の食事等の基準費用額を
引き上げるものということだと思いますが、その結果、補足給付がある利用者

負担段階が第3段階の1と同じく第3段階の2、補足給付のない利用者の負担が増えるとのことですが、それぞれの段階の利用者の負担額はどれぐらいになるのか、その点についてもお聞きをしたいと思います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

利用者負担額の増額分ということでございます。

今、第3段階の1、2ということで御説明ありましたが、補足給付のない基準費用額の方もいらっしゃいますので、その方々の費用負担も併せて御答弁申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたように、食費が1日当たり100円の引上げということになりますので、ただ、今年度は8月1日からの施行ということでございます。243日、2万4,300円の負担ということでございます。ちなみに、1年換算いたしますと100円掛ける365日ですので、3万6,500円ということです。

第3段階1の方につきましては、食費が1日当たり30円引上げということになりますので、今年度は7,290円の負担増、1年換算いたしますと1万950円。

第3段階2の方につきましては、食費が1日当たり60円、居住費が1日当たり100円の引上げとなりますので、今年度は3万8,880円の負担増。ちなみに、1年換算では5万8,400円という積算になっております。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。植田議員。

○7番

今ちょっと御説明いただいた補足給付のない利用者の分とか、それから補足給付のある第3段階の1の方の今年度の負担額と、丸々来年度から上がってくるという額の説明があったんですけども、第3段階の2の方についてはですね、居住費の負担も今回増えるんですよ、1日当たり100円かな。まずは、なぜ第3段階の2だけが100円の居住費が負担になることになったのかということが、もし分かれば教えていただきたいし、この改定について、利用者への説明というんですかね、それはどのようにになっているのでしょうか。結構負担が増えるということですので、そこら辺の利用者さんへのお知らせというか、お知らせではないんですけども、はどのようにになっているのか、その点も含めて御答弁いただきたいと思います。

○議 長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいま、御質問2点頂きました。

3段階の2の区分の方につきましては、居住費も100円引上げということでございます。これにつきましては、所得区分の中での負担の構成ということで、国のほうから示されておりますので、その所得に応じた改正ということで理解をしております。

あとそれと、今回の改正につきましての住民への周知でございます。

これにつきましては、利用者の方、またその御家族の方に対しまして、もちろん情報提供していくと、これが重要であるというふうには認識はしております。

令和8年度におけます負担限度額認定証の更新が今月の半ばから受付を開始ということになりますので、対象者の方には認定証発送の際に、今回の改正の内容についてはお知らせを別添で同封する予定をしております。また、町のホームページにももちろん周知をしていくということです。

該当の方につきましては、当然施設に入所されている方ということになりますけれども、施設側と利用者との間で重要事項の説明書ということで、それについては、改正の際にはきちんと説明をされて同意も得られるということが必要となってきますので、施設のほうできっちり説明もされて御同意を得られた上で、8月1日から対応がされるということで認識をしております。

以上でございます。

○議 長

ほかにございませんか。植田議員。

○7 番

今回、こういう中で、9期の途中で引上げという形になりましたよね。そういう中で、初日に町長のほうから令和7年度の決算として、介護保険の特会のほうでは6,500万円の赤字だというふうな説明があったかというふうに思うんですけども、この9期、あと来年の3月末までであると思うんですけども、今年度についての見通しですね、どれぐらいになるのかということと、来年度から10期に入るわけですけども、今年はだからそういう意味では策定委員会、私も委員として入ってるんですけど、策定委員会の中で、来年度の保険料がどうなっていくのかというのは非常に危惧するところではあるんです。9期の保険料を決めたときに、県下では平群町の引上げ、十六、七%の引上げで非常に介護保険料が上がったというふうに私、記憶をしてるんですけども、来

年度からの10期に向けて、今の平群町としてどのような見方をしているのかも含めて、そこら辺のところ、もしお答えいただけるのであればお願いしたい。いろんなものが上がってる中でまた保険料も上がるとなれば、住民にとっては相当負担が増える問題でもありますので、そこら辺の見通しも含めて御答弁いただけますか。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

今年度の見通しと併せて、10期の本町における介護保険事業についてということでございます。

今年度につきましては、第9期の計画に基づいて執行しております。議員も御存じのとおり、おおむね計画どおりということでの状況でございますので、今年度におきましても、計画で定めました給付金に基づくような形で、100%に近いような形を予測をしております。ほぼほぼ計画どおりということになるかと思えます。

10期の見通しでございます。今議員おっしゃっていただきましたように、当然、近年の物価高騰などで、介護報酬の改定というのは大きく変わるんであるということで予測はしております。今現在、国のほうで様々な議論されておりますし、併せて、介護サービスの在り方ですね、特にホームヘルプサービスなんかについても今議論が行われておるといふうに聞いておりますけれども、そういった部分で、まだ読めない部分、大いにございます。ただですね、間違いなく介護保険料が上がるということについては我々も認識をしておるところでございます。その上げ幅がどの程度になるのかというところが、今年度、策定委員会の中での議論の一番中心になってくるのかなと。今まで、基金のほうで潤沢にありましたんで、その基金を活用しながら保険料を引き下げるということでの活用をしてまいりましたが、今現在、基金のほうも1億円程度しかございませんので、それを活用しての引下げということについては、なかなか今後のことも含めて難しいのかなというふうと考えておるところでございます。

いずれにしても、介護保険料が上がる中で適切に介護サービス量を見込んだ上で、平群町の適切な介護保険料の設定ということについては、様々な委員会の中でも御議論いただいて、最終的に町としてどの額でいくのかということも含めて決定をしてまいりたいということでございます。今年1年、議論を尽くすということになるかと思えます。よろしく申し上げます。

○議長

ほかにございませんか。よろしいですか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第28号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第3 議案第29号 令和8年度平群町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。植田議員。

○7 番

これ、補正予算との関連だと思うんですけども、その中で、補足給付分の変更について、町の介護保険特会の負担も多分出てくるとは思うんです。各階層ごとの影響額と、その根拠の説明を頂けたらと思います。

○議 長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

先ほどは利用者の方への負担の影響額ということでお尋ね、今回につきましては、町への負担額ということでの御質問でございます。

各段階ごとにその根拠も含めて御説明申し上げたいと思いますけれども、まず第１段階の方につきましては、自己負担額につきましては据置きがされます。ただ、基準費用額が１００円ということで引上げがなされますので、その分については補足給付ということで、保険給付費での負担となるということです。これらの対象者につきましては、今現在５名いらっしゃるということで、今年度、先ほども申し上げましたとおり、２４３日で換算いたしますと、影響額は１２万１，５００円ということでございます。そのうち、町の負担額、介護保険での町の負担割合が１２．５％でございますので、その影響額といたしましては１万５，１８７円ということでございます。

次に、第２段階の方でございます。併せて自己負担額は据置きでございますが、基準費用額１００円の補足給付ということで、対象者の方が３７名いらっしゃいます。日にち換算をしまして掛けますと、年間で影響額が８９万９，１００円でございます。そのうちの町の負担につきましては、１１万２，３８７円ということでございます。

次に、第３段階の１の方でございます。この方々たちにつきましては、自己負担額も引上げがありますので、その差額であります７０円が町の補足給付になります。対象者の方が２２名で、日にちを掛けて換算いたしますと、年間で３７万４，２２０円でございます。そのうちの町の負担額が、影響額として４万６，７７７円となる予定でございます。

第３段階２の方につきましては、４０円が補足給付でございます。７５名を掛けまして、年間で７２万９，０００円の影響額、町の負担につきましては、９万１，１２５円ということでございます。

今申し上げましたそれぞれの階層の額を合計いたしますと、町の繰り出しといたしますか影響額といたしましては、約２６万５，０００円の負担増ということでございます。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第4 同意第3号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて
を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第3号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決

定いたしました。

続きまして

日程第 5 同意第 4 号 から日程第 1 8 同意第 1 7 号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて、以上 1 4 件については、会議規則第 3 7 条の規定により、一括議題といたします。

これより、同意第 4 号から同意第 1 7 号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより 1 議案ごとに順次、討論、採決を行います。

それでは、まず、同意第 4 号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

次に、同意第 4 号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第 4 号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより、同意第 5 号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、同意第5号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第5号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第6号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第6号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第6号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第7号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第7号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第7号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第8号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第8号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第8号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、同意第9号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、同意第9号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第9号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第１０号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、同意第１０号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長 長

異議なしと認めます。よって、同意第１０号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第１１号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、同意第１１号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長 長

異議なしと認めます。よって、同意第１１号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第１２号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、同意第 1 2 号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第 1 2 号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第 1 3 号に対する討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、同意第 1 3 号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第 1 3 号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより、同意第 1 4 号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、同意第 1 4 号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ご

ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、同意第14号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第15号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、同意第15号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、同意第15号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより、同意第16号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、同意第16号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、同意第 16 号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第 17 号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、同意第 17 号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第 17 号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして

日程第 19 請願第 1 号 加齢性難聴者への補聴器購入に町独自の助成を求める請願書

を議題といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。馬本議員。

○ 12 番

私自身、総務建設委員会でございますので、請願書は一定の規定によって文教厚生委員会へ付託されるわけでございます。それで、私、ここ総務建設委員のメンバーで、そこで極力そっちのほうを尊重したいので、ここでお聞きいたします。

ここに請願書に書いてますように、斑鳩町、三郷町。斑鳩町の高齢者補聴器購入費助成金交付要綱、三郷も一緒でございますが、紹介議員の方にちょっとお聞きをいたします。

ここには 65 歳以上と書いてます。それはそれで。それと、この資金、原資はどういうふうに対応されようとしてるか、まずそれについて、2 点についてお聞きいたします。

○議 長

植田議員。

○ 7 番

対象者の年齢と、それから、その原資となるお金ということですね。

対象者は、ここに書いてあるように加齢性難聴者ということですので、三郷町とか斑鳩町が行ってるような65歳以上の方々を対象として考えてます。

費用については、基本的には一般会計からというふうに考えております。

○ 議長

馬本議員。

○ 12 番

一般会計、そのお話を聞きたかったわけですが、僕もちょっと調べました。これについては、斑鳩町、三郷町並びに河合町も出しておられます。交付金要綱ができてるわけですが、そこでちょっとお聞きしたいんですけど、僕の思ってることは、基本的に、国民健康保険の場合は、今、統一になってますが、基本的には、人間ドックについては町独自の政策をされておると。これについては国民健康保険税の中で対応されてるということであります。

そういうことも兼ねてね、一つ提案をしておきたいなと思いますのは、例えば一般会計となれば、この間、国勢調査も終わったわけですが、5月に発表あった。速報値によりますと、平群町は1万7,355人という人口がありますよという速報値が出ておるわけですが、一般会計となれば、これから僕の場合の理論としては、1万7,355人が対象になるべきではないかなというふうに私は思います。例えば、平群町の場合は、介護保険特別会計の中で、保健福祉事業としてデマンドタクシーが対応されております。その件につきましては、相互扶助の精神をもってされておるわけですが、

ひとつ、文教厚生委員会のほうでちょっと御提案をさせていただきたいと思うのは、この趣旨は、私は賛同いたします。しかし、一般会計を対応されますと、今後いろんな問題が拡大していくやろうということも想定されます。僕は、相互扶助の精神を持って、デマンドタクシーのように介護保険制度で対応すべきではないかなというふうに思います。というのは、介護保険もデマンドも65歳以上でございますので、この議論についてはまた文教厚生委員会でいろいろ議論を願いたいなというふうに思います。

このままいきますと、よその市町村は別として、僕は一定の歯止めをしておかなければならないなというふうに思います。ひとつ、僕の提案ですが、今言ったように、介護保険制度の中で、保健福祉事業の対応ということで、文教厚生委員会でも、ひとつ議論でもお願いしたいなというふうに思いますので、その点、ひとつよろしく願いしたいなと。僕の考えはそういう考えを持っております。そういうことで、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

以上です。

○議 長

ほかにごいませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第1号については、会議規則第92条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ごいませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午前10時03分)